平成２２年（フ）第８０７５号
東京都世田谷区用賀１丁目14―７―101
債務者　石田　恵美（旧姓二川原）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０７６号
東京都葛飾区堀切３丁目14―８―1001
債務者　赤坂　満江
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０８１号
東京都練馬区春日町６丁目８―40―102
債務者　梅原　知彦
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０８２号
東京都中野区中野５丁目37―３―101
債務者　高橋　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０８７号
東京都江戸川区南小岩７丁目10―20
債務者　小池　義博
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０８９号
東京都青梅市野上町１丁目40―１　ハイツ神森２―103
債務者　工藤　清美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０９２号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜1199―２
債務者　岩上　　修
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０９８号
東京都立川市錦町１丁目23―２―402
債務者　木村美紀子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１００号
東京都荒川区町屋１丁目11―15―201
債務者　山田ふみ江
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１０８号
千葉県松戸市牧の原２―５　牧の原公団住宅１街区14棟208
債務者　出原　忠幸
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１０９号
千葉県市川市塩焼２丁目２―74　第２五月荘202
債務者　永井　幹朗
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１１０号
東京都世田谷区赤堤１丁目８―13―202
債務者　平野　佳子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１１１号
東京都大田区千鳥２丁目27―３―503
債務者　伏見　夏樹
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１１２号
東京都大田区大森北２丁目11―１―304
債務者　廣岡　亮子（旧姓入澤）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１１３号
千葉県船橋市本町４丁目17―５―102
債務者　樋口　清香
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部